

情報処理センターの事業計画書及び収支予算書認可基準

平成 26 年 12 月 24 日制定

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 79 条第 1 項に規定する情報処理センターの事業計画書及び収支予算書の認可は、当該計画書及び予算書の内容が、この基準に定める要件に適合するものでなければ、してはならないものとする。当該計画書及び予算書の変更の申請があった場合も、同様とする。

1．事業計画書に関する事項

（１）情報処理業務の実施に関する事項

情報処理業務の内容が明確に記載されていること。

情報処理業務に関連する問い合わせ対応や事務処理について、適正に処理できる体制の構築や、効率的な実施に関する事項が記載されていること。

（２）情報処理業務に用いる設備の維持及び更新の見通しに関する事項

機器更新や拡充等各種の機能改善を適切に実施する旨が記載されていること。

システムの安定運用のための保守管理の実施が記載されていること。

（３）その他必要な事項に関する事項

情報処理業務以外の業務を実施する場合には、当該業務の内容が明確に記載されていること。

2．収支予算書に関する事項

（１）情報処理業務に関する事項

情報処理業務に関する収入、支出が明確に区分して記載されていること。

情報処理業務に関する収入、支出の内訳が明確に記載されていること。

収支が均衡していること。

（２）その他必要な事項に関する事項

情報処理業務以外の業務を実施する場合には、当該業務に関する収入、支出が明確に区分して記載されていること。

情報処理業務以外の業務を実施する場合には、当該業務に関する収入、支出の内訳が明確に記載されていること。

3. 申請書類に関する事項

- (1) 前事業年度の予定貸借対照表が添付されていること。
- (2) 当該事業年度の予定貸借対照表が添付されていること。
- (3) (1)、(2)に掲げる書類のほか、収支予算書の参考となる書類が添付されていること。

(以上)